

今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第22回）

【開催日時等】

○開催日時：平成25年3月26日（火）13：00～15：00

○場 所：総務省10階 共用10階会議室

○出席者：鈴木座長、伊澤委員、石原委員、鶴川委員、川村委員、小西委員、小室委員、菅原委員、関川委員、関口委員、財務省公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局、黒田大臣官房審議官、開出財務調査課長 他

【議題】

- （1）基準のあり方について
- （2）複式簿記の導入・固定資産台帳の整備について
- （3）その他

【配付資料】

資料1 前回（1月31日）の議論

資料2 地方公共団体の行財政運営の特性を踏まえた財務業績の示し方について

資料3-1 地方公会計における財務業績等の示し方について【比較1】

資料3-2 地方公会計における財務業績等の示し方について【比較2】

資料4-1 複式簿記の導入・固定資産台帳の整備について

資料4-2 地方公会計における複式簿記の程度について

資料4-3 複式簿記の程度の比較

資料4-4 基準モデルにおける事務処理例

資料4-5 複式簿記の概要（東京都）

資料4-6 複式簿記の概要（大阪府）

○配付資料に関して、事務局より説明

○基準のあり方に関して、企業会計方式と基準モデルにおける財務業績等の示し方について事務局より説明（「資料3」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 企業会計方式ではキャッシュで入ってきたものが全て収益としてP/Lに計上されるわけではなく、預り金や繰延収益として負債に計上するといった工夫があり得るのではないか。
- ・ 震災等の特別な状況の時は、どちらの方式でも素のままではわからなく、他に解釈が必要ではないか。
- ・ 企業会計方式のP/Lにおける収支差額は、どういう経済主体でも長期的には多少のプラスを確保していかないと事業活動が維持されないという数字であり、長期的な規律付けをするものにはなっていくのではないか。
- ・ 「資料3-1」の企業会計方式のP/Lに関して、平成22年度の収支差額がマイナスとなっているのは、投資的経費を圧縮しているためと理解すればよいのではないか。B/Sが債務超過にならない限りにおいては単年度の赤字は投資的経費を極端に圧縮した結果であり、これは地方公共団体の財政に関する一つの解釈の仕方ではないか。
- ・ 投資的経費の圧縮は行政改革であるが、企業会計方式のP/Lでは、行政改革を実施して財政再建に努めると赤字になるということであり、きちんと説明をしないと誤解を招くのではないか。
- ・ 東京都では、固定資産の形成に結びつく補助金は全て純資産変動計算書に直入している。
- ・ 会計と財政を関連づけてみた時に、例えばフランスの自治体のように減価償却費の額の範囲で借金を償還して残額を積み立てるといった財政規律をつくっているところもあるが、こういった見方も可能ではないか。
- ・ 公的部門における発生主義会計の財務業績の見方については、純余剰や欠損が中長期的な指標になると考えているが、英国、米国、IPSASでも同様な解釈をしており、こういった解釈が一般的ではないか。
- ・ 地方債の償還期間の方が減価償却の期間より短いため、当初は減価償却費よりも地方債の償還が前倒しで多く計上される。投資的経費を圧縮するとやがて逆転するが、財政の分析と会計の分析とをしっかりと関連づけないと、これを単年度で見て積立て不足であるとみると、混乱を与える可能性があるのではないか。

- ・ 基準モデルの考え方が理解できないということであれば方針を変えざるを得ないが、このような考え方もあり得るといえるのであれば、従来からの連続性の観点でこのまま進めていくことも考えられるのではないか。
- ・ 基準モデルの純資産変動計算書について、ある種の情報を提供しており、地方債を経常債と建設債に区分表示するのはよいが、地方交付税措置のある地方債とない地方債というのも非常に重要な情報と考えており、少なくともその注記はいるのではないか。また、財源対策債のような経常債と建設債の中間的な地方債があることも念頭に置いて区分や注記をする必要があるのではないか。
- ・ 純資産変動計算書の未実現財源消費は、フローの観点から何に使っているのかということに分けて示しており、地方債に係る地方交付税措置についてはB/Sの注記でよいのではないか。
- ・ 経常債に係る地方交付税の算入は、100%算入、部分算入、算入なしがあり、純資産変動計算書においてもその内訳程度は注記する必要があるのではないか。
- ・ 企業会計方式におけるP/Lについて、預り金や繰延収益といった収益側の工夫だけではなく、費用側もかなり説明の工夫が必要と考えているが、そういう意味でいくと、収支差額自体の意味合いが不明瞭で財務業績を1表で全部説明するのは困難と考えており、多額の財源を国に依存しているということを示そうと考えた場合には、純資産変動計算書と行政コスト計算書に分けて示した方が見やすいのではないか。
- ・ 企業会計方式のP/Lにおいて移転収入・移転支出が多額に計上されると収支差額がぶれる点について、現在検討されているIPSASの概念フレームワークでは、それぞれ繰延インフロー・繰延アウトフローという繰延処理で対応している。
- ・ 移転収入について、繰延収益にして徐々に収益化してはどうかという意見があるが、移転収入が収益か否かは難しい問題ではないか。
- ・ 補助金に限れば、キャッシュ・フロー計算書で既に現金ベースのものはあるため、そうではない情報として繰延キャッシュフローのような形で示すことも一つの情報の提供の仕方ではないか。

○個別の地方公共団体の財務業績の示し方については、企業会計方式・基準モデルいずれの方式もあり得るのではないかとというのが現時点での議論の総括と考えられるが、地方全体や国と地方を合わせた財務書類の作成という考え方も見据えて議論を進めていく必要があり、国の公会計との整合性を図ることが現時点では適当なのではないかという観点から、今後は当面、移転収入や税金等の財源を純資産変動計算書に計上する現行の基準モデルの方式をベースとして、中身の詳細や純資産変動計算書のよりわかりやすい簡素な示し方等の検討を深めていくことについて、鈴木座長より提案

○上記に係る意見等

- ・ 別の機関が公会計基準を検討する時に、議論を一切拘束しないということであれば、一定の方向性を出した上でまとめていくことでよいのではないかと。
- ・ I P S A Sでも基本的に税金は収入に計上しており、住民や行政等の立場からすると、税金も含めて収入と費用を行政コスト計算書の中で網羅的に示すことが理解可能性の面から必要なのではないかと。
- ・ 今後の時間軸の中で、会計基準の設定主体が本来あるべき会計の姿を考えていくという道筋を示す必要があるのではないかと。
- ・ 企業会計方式に限界があるのはわかるが、企業会計方式をスタートラインとして、どういう欠点があり、どう工夫すべきということを議論すべきではないかと。
- ・ これまでの議論で企業会計方式のように収益・費用を1表で示した方がよいのではないかとという流れもあった中で、この提案には違和感がある。企業会計は融通がきかないものではなく、I P S A Sの議論でも企業会計をベースにしても公会計特有の概念は積極的に入れようとしており、企業会計方式で十分に対処しうるものではないかと。
- ・ 収益・費用を合わせたものを財務業績として見るのが一つの有力な考えと思っており、将来あるべき会計基準をどこか期限を切って設定した方がよいのではないかと。
- ・ 報告書をどのくらいのスパンでまとめるのか、どの程度の拘束力を持ってどれくらいのスパンで実務化していくのか、といったタイムスパンの考えがないと議論がかみ合わないのではないかと。
- ・ 本研究会は3年程度の開催と理解しているが、ロードマップの提示に関してはある種のコンセンサスがある中で、残りの期間で基準を統一するとすればこうせざるを得ないという方向性を示していく必要があるのではないかと。非常に消極的ではあるが、決め手がない中で国との整合性というところが最後の理屈としてあり得るのではないかと。
- ・ 財務書類はシンプルな方がよいと考えているが、国の財務書類と比べても基準モデルの純資産変動計算書は難しさがあるという印象であり、仮に基準モデルの方式をベース

に議論するとしても、国に寄せるという趣旨であれば、ある程度のシンプルさは要求されるのではないか。

- ・ 歳入歳出決算・予算があり、その情報に対してどういった新たな情報を付け加えるのかという観点でシンプルな情報を提供するのがよいのではないか。また、新たに付け加えるとすれば、発生主義的な情報を示しつつ、キャッシュの情報との違いを説明する程度でよいのではないか。
- ・ 基準モデルの純資産変動計算書の純行政コストのところに行政コスト計算書の情報をそのまま総額で入れ込む考えもあり得るのではないか。

○複式簿記の導入・固定資産台帳の整備に関して、事務局より説明（「資料４－１」関係）

○続いて、地方公会計における複式簿記の程度について小室委員より説明（「資料４－２」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 決算作業等を考慮すると年度一括処理が本当に効率的なのか疑問があるが、複式簿記は目的ではなく手段であり、結局は職員が管理するために何をどうやったらよいのかというのが本来の出発点と考えており、外から認めるとか認めないというまとめ方は避けた方がよいのではないか。
- ・ 決算統計から転記することが複式簿記というと、作成方法が複雑な決算統計の議論となるため、結果として同様であっても、この表現は外すべきではないか。
- ・ 地方公共団体では例月の現金出納検査を実施しているので、形式収支等の現金の動きは正確であり、現金の動きについては少なくとも決算統計は信用できるのではないか。
- ・ 複式仕訳を実施してどのように活用するのかというところで全団体が同様な方法・程度で複式簿記を導入すればよいと考えているが、未収金や固定資産の管理、コスト分析の実施を考えた場合に日々・月次等で複式仕訳を実施する必要があるのかは評価が分かれるところであるため、最終的には、地方公共団体が目的を達成するということができれば、その方法によればよいのではないか。
- ・ 複式簿記とは、仕訳の頻度ではなく正規の簿記の原則に従って帳簿体系があり、正確性が担保されているかということではないか。
- ・ 簿記の定義に合致するかどうかという観点から、複式簿記の導入に係る議論をする必要があるのではないか。